

別紙 《9. 解体工事に要する費用等》

(1) 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円 (消費税込み/受注者において積算)  
(解体工事の場合のみ記載)

(2) 再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円 (消費税込み/受注者において積算)  
(運搬費及び特定建設資材廃棄物3品目以外の処理費用を含まない)

(3) 分別解体等の方法  
次ページ参照

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 (書ききれない場合、再生資源利用促進計画書)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
廃木材		